

暴力は繰り返されます

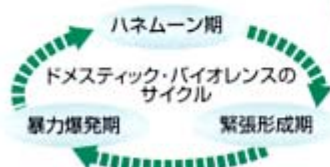
夫婦や恋人間の暴力 — それは夫婦げんかとは違います

近年、社会問題化している家庭内暴力の中で、特に配偶者や恋人など親密な関係にある異性から受ける暴力を、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といいます。

平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行され、16年6月に改正法が公布されました。

これまで、「夫婦のことだから」として軽視されていた家庭内の暴力行為が犯罪として位置付けられ、通報・相談・保護・自立支援などについて規定されました。昨年度、市民から123件の相談が寄せられました。

暴力には次のようなものがあります



身体的暴力

- 平手で打つ、げんこつで殴る、足でける、かむ
- 物を投げつける
- 刃物などの凶器を身体に突きつけるなど

精神的暴力

- 大声でどなる
- 何を言っても無視して口をきかない
- 生活費を渡さないなど

性的暴力

- 見たくないのにポルノのビデオや雑誌を見せる
- いやがっているのに性行為を強要する
- 避妊に協力しないなど

子どもを利用した暴力

- 子どもに暴力を見せる
- 女性から子どもを取り上げる
- 子どもを危険な目にあわせるなど

1度でも暴力を受けたことのある女性……………約5人に1人
命の危険を感じる程の暴力を受けたことのある女性……………約20人に1人
命の危険を感じる程の暴力を受けたことのある男性……………約150人に1人
(平成14年内閣府調査)

DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者への支援を行なっている「えばの会」にお話をうかがいました。

2004年の2月から電話相談を初めたとたん、夫や恋人からの暴力にどうしたらよいか分からなくて悩んでいる方々からたくさんのお電話をいただいています。

心や体に深い傷を負っても「私が悪いから」と自分を責め続けている方。離婚後の生活に自信がもてず、離婚に踏み出せない方。暴力のある家庭で育つ子どもの不登校や成長に悩んでいる方。正確な情報や支援を求める痛切な声に、できるかぎりお応えしたいと思っています。

**誰にも言えない悩みや、不安をまず電話してみませんか!
女性の相談員がこころの整理のお手伝いをします。**

毎週月曜日 19:00~21:00

097-532-1080 (無料電話相談)

「暴力を受けたのは、あなたが悪いからではありません。」のメッセージを大切にしています。

長い歴史の間、夫や恋人からの女性への暴力は見逃されてきました。被害者から相談を受けた場合、今までだと、犬もくわい夫婦喧嘩という扱いでした。「配偶者に暴力をふるってはいけない」というきまり(DV防止法)ができてまだ2年なんです。加害者はもとより被害者自身にも、暴力をふるわれていても自分が人権侵害を受けているという認識がまだまだ浅いようですね。

相談業務と平行して、啓発活動にも力を入れていきたいと思っています。統計では、日本では2002年の1年間に夫からの暴力で妻が120人亡くなっています。つまり3日に1人殺されていることになるんです。あらためて、DV被害者への支援の必要性があると認識しています。

【主な活動】

- ・週に1度の電話相談(緊急対応も可能)
- ・年に2回の啓発講演会(5月・10月)
- ・警察への付き添い(DV、セクハラ、ストーカー、性暴力)
- ・弁護士や病院の紹介(付き添い可)
- ・行政機関の相談所への付き添い
- ・毎月第1木曜日午後7時からコンパルホールにて例会(前半の学習会は、どなたでもご参加頂けます)

※緊急に避難した場合に、カーテン、コンロ、布団、パジャマや交通費をお貸しできます(大分市の助成を受けています)

※相談はメールでもお受けします

※年会費:会員5000円 賛助会員一口3000円

NPO法人えばの会(女性と子どもの性と人権を考える市民ネット)

連絡先 Tel 090-1516-9565

e-mail ebanokai@yahoo.co.jp

ホームページ <http://www.geocities.jp/ebanokai/index.html>